

議会議案第13号

選択的夫婦別姓導入に向けた民法改正について国会で早急に議論を進めることを求める意見書の提出について

選択的夫婦別姓導入に向けた民法改正について国会で早急に議論を進めることを求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月16日提出

提出者	鎌倉市議会議員	くりはらえりこ
同	同	上 竹田 ゆかり
同	同	上 武野 裕子
同	同	上 保坂 令子
同	同	上 大石 和久
賛成者	同	上 中村 聡一郎

## 選択的夫婦別姓導入に向けた民法改正について国会で早急に議論を進めることを求める意見書

選択的夫婦別姓についての世論がコロナ禍において急速に高まっている。直近では、早稲田大学法学部・棚村政行研究室と選択的夫婦別姓・全国陳情アクションの合同調査で、7割以上の方が選択的夫婦別姓に賛成と答えた。政府の2018年2月の世論調査においても賛成が反対を大きく上回り、「第5次男女共同参画基本計画」策定に向けた意見募集でも、「通称では二つの姓の使い分けが必要。女性活躍の妨げになっている」「改姓を避けるために結婚を諦めることや結婚を先延ばしに」「事実婚を選択すると子どもを持ちづらい」など制度の導入を求める意見が多数で、反対意見はなかった。

そもそも国際社会において日本だけが夫婦同姓を義務化している現在、国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対し婚姻前の姓の選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しており、国内でも既に1996年の法制審議会において選択的夫婦別姓導入を含む民法改正を答申したものの、現在まで改正には至っていない。

2020年10月28日衆議院本会議における答弁の中で、橋本聖子男女共同参画担当大臣は「若い世代の意見を聞き、困っている方にしっかりとした対応をするのも重要だ」と発言し、菅首相は「不便さや苦痛を感じている人がいる以上、解決を考えるのは政治の責任だ」という過去の発言に対し、今国会で「政治家としてそうしたことを申し上げてきたことには責任がある」と述べた。最高裁判所は2015年12月16日、夫婦同姓自体は合憲と判断しつつも現在の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と国会に委ねている。機は熟している。今こそ導入に踏み切るべきとき、党派を超えて実現を図るべきときである。

夫婦別姓は、鎌倉市が取り組んでいるSDGsのジェンダー平等の視点からも重要と考える。

よって、政府においては、選択的夫婦別姓導入に向けた民法改正について、国会で早急に議論を進めていただくことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月18日